

毎週火・金曜日発行（当日が休日当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則
福島県母子保健法施行細則を廃止する規則 頁五

告示
道路の区域を変更する件三件 頁五
道路の供用を開始する件四件 頁五
土砂災害警戒区域の指定を解除する件 頁五
土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件 頁五
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 頁五

公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件二件 頁五
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつた件二件 頁五
落札者を決定した件三件 頁五
県営土地改良事業の工事が完了した件 頁五
土砂災害警戒区域等における特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了した件 頁五
一般競争入札を行う件 頁五

規 則

福島県母子保健法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第七十六号

福島県母子保健法施行細則を廃止する規則

福島県母子保健法施行細則（昭和四十二年福島県規則第五十七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（児童家庭課）

告 示

福島県告示第八百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十五年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
一般国道 一一八号	須賀川市和田字番屋七 〇番一地从先から 同 市松塚字上二九 番地先まで	変更前	A 八・五〇 八一・六	九、一三〇・四
	須賀川市和田字番屋七 〇番一地从先から 同 市一里坦四四番 地先まで	変更後	B 二九・〇〇 七〇・六	二、五六四・〇
	須賀川市和田字番屋七 〇番一地从先から 同 市松塚字上二九 番地先まで	変更後	A 八・五〇 八一・六	九、一三〇・四
	須賀川市和田字番屋七 〇番一地从先から 同 市一里坦四四番 地先まで	変更後	B 二九・〇〇 七〇・六	二、五六四・〇
	須賀川市一里坦四四番 地先から 同 市松塚字上二九 番地先まで	変更後	C 一三・一〇 三四二・一	四、八二四・八

福島県告示第八百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十五年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道荒井 郡山線	郡山市富田町三角堂三 一 番一 地先から 同 市赤木町五〇番地 先まで	変更前	A 五・七〇 二一・八	一、七〇九・〇
	郡山市富久山町久保田 字乙高九七番一 地先か ら	B 八・〇〇 六四・〇	五三〇・二	
	同 市若葉町二七五番 一 地先まで	C 一 二・〇〇 二九・七	二六二・五	
	郡山市富久山町久保田 字三御堂一四八番地先 から	D 一 六・〇〇 九〇・五	一、二六九・九	
	同 市富久山町久保田 字三御堂一三二番二 地 先まで	変更後	A 五・七〇 二一・八	一、七〇九・〇

先まで	郡山市富久山町久保田 字乙高九七番一 地先か ら	B 八・〇〇 六四・〇	五三〇・二
同 市若葉町二七五番 一 地先まで	郡山市富久山町久保田 字三御堂一四八番地先 から	C 一 二・〇〇 二九・七	二六二・五
同 市富久山町久保田 字三御堂一三二番二 地 先まで	郡山市富田町三角堂三 一 番一 地先から	D 一 六・〇〇 九〇・五	一、二六九・九
同 市赤木町五〇番地 先まで	郡山市富田町三角堂三 一 番一 地先から	変更後	一、七〇九・〇

(道路計画課)

福島県告示第八百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十五年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き石川線	いわき市田人町大字石 住字右住外一国有林四 一五林班は小 班地先か ら	変更前	四五・〇〇 九〇・〇	六二二・〇
	同 市田人町大字石 住字右住外一国有林四 一五林班は小 班地先ま で	変更後	四五・〇〇 一 二〇・〇	六二二・〇

ひ

福島県告示第八百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十五年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年十二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道荒井郡山線	郡山市富久山町久保田字三御堂一 四七番地先から 同 市富久山町久保田字三御堂一 三二番一地先まで 郡山市富久山町久保田字三御堂三 八番一地先から 同 市富久山町久保田字三御堂一 番一地先まで	平成二十五年十二月二十七日

(道路計画課)

福島県告示第八百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年十二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二五二号	大沼郡三島町大字川井字天屋原六 二四番地先から 同 郡同 町大字川井字牧堀六九 三番四地先まで	平成二十五年十二月二十七日

(道路計画課)

福島県告示第八百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年十二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道下郷会津本郷線	大沼郡会津美里町氷玉字漆原甲一 〇三〇番地先から 同 郡同 町氷玉字家ノ下四 四番二地先まで	平成二十五年十二月二十七日

(道路計画課)

福島県告示第八百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十五年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年十二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道いわき石川線	いわき市田人町大字石住字石住外 一国有林四一五林班は小班地先か ら 同 市田人町大字石住字石住外 一国有林四一五林班は小班地先ま で	平成二十五年十二月二十七日

(道路計画課)

福島県告示第八百三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成二十五年十二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
本町一丁目2号	二本松市本町一丁目	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。(砂 防 課)

福島県告示第八百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成二十五年十二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
本町一丁目2号	二本松市本町一丁目	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。(砂 防 課)

(砂 防 課)

福島県告示第八百四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十五年十二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
新田1	二本松市新田	土石流	次の図のとおり
永田二丁目	市永田二丁目	土石流	
表	市表二丁目	土石流	
岳温泉四丁目	市岳温泉四丁目	土石流	
目沢	市目沢	土石流	
箕輪2	市箕輪二丁目	土石流	
箕輪3	市箕輪三丁目	土石流	
不動平1	市不動平	土石流	
立石沢	市針道字杉内	土石流	
杉内	市針道字杉内	土石流	
戸ノ内	市針道字戸ノ内	土石流	
関ノ入	市針道字関ノ入	土石流	
田木山沢	市木幡字桜本	土石流	
玉泉2	市木幡字玉泉	土石流	
黒少内	市戸沢字黒少内	土石流	
照内沢	石川郡古殿町大字仙石字照内	土石流	
蛭内沢	同 郡同 町大字仙石字蛭内	土石流	

西原	同	市同 町入田付字西原	急傾斜地の崩壊
鎌倉	同	いわき市平北神谷字鎌倉	急傾斜地の崩壊
沢小谷	同	市好間町北好間字沢小谷	急傾斜地の崩壊
堀ノ内	同	市同 町愛谷字堀ノ内	急傾斜地の崩壊
柗立	同	市川前町川前字柗立	急傾斜地の崩壊
本町一丁目 2号	同	二本松市本町一丁目	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

(砂 防 課)

公 告

公告第三百九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十五年十二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあつた年月日
平成二十五年十二月十三日
- 二 名称
NPO法人広野みかんクラブ
- 三 代表者の氏名
鈴木 正範
- 四 主たる事務所の所在地
福島県双葉郡広野町中央台一丁目一番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、スポーツおよび文化の振興を図るために、子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツ及び文化活動に参加できる環境づくりを目指し、住民と行政の協働により、会員の健康増進、地域コミュニティの促進、青少年の健全育成など、明るく豊かで活力ある地域づくりに寄与することを目

的とする。

(文化振興課)

公告第四百号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十五年十二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあつた年月日
平成二十五年十二月十六日
- 二 名称
特定非営利活動法人保健所犬猫応援団
- 三 代表者の氏名
君島 健
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市緑ヶ丘東六丁目二十三番地の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、保健所に保護された犬猫の譲渡の促進を図る広報活動を行い、合わせて、動物愛護の啓発を行う。また、保健所に保護された犬猫の仮飼育を行い、里親の募集、譲渡へと導く事業を行う。動物の愛護及び管理に関する法律に基づき人と動物の適正な関係作りに寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四百一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十五年十二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあつた年月日
平成二十五年十二月十八日
- 二 名称
特定非営利活動法人臺式簡易客観的精神指標研究会
- 三 代表者の氏名
丹羽 眞一
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市横塚三丁目四番二十一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、精神疾患に関するすべての人々に対して、精神機能の簡便な検査法である臺式簡易客観的精神指標テスト（UBOM）の研究、普及に関する事業を行い、

精神疾患の診断法及び精神障害の評価法の開発に取り組むことを通じ、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりに貢献し、あわせて社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(文化振興課)

公告第四百二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年十二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十五年十二月十八日

二 名称

(変更前) 特定非営利活動法人あじさい

(変更後) NPO法人あんだんて

三 代表者の氏名

室 正輝

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市開成三丁目十七番九号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の中で援助を必要としている幼児から高齢者そして障がいをもっている人たちに対して、生活を支援し、認め合い支え合う事業を行うことにより、豊かな地域社会づくりに貢献することを目的とする。

(文化振興課)

公告第403号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県民健康管理ファイル作製・交付業務(その2)の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年12月27日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
県民健康管理ファイル作製・交付業務(その2) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県保健福祉部健康衛生総室県民健康管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成25年11月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社阿部紙工 福島県福島市庄野字柿場1番地の11
- 5 落札金額
95,064,375円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年10月18日

(県民健康管理課)

公告第404号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規

則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年12月27日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 除雪トラックⅢ（10t級） 1台
 - (2) 除雪トラックⅣ（7t級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成25年10月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 U D トラックスジャパン株式会社 埼玉県上尾市大字壺丁目1番地
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 U D トラックスジャパン株式会社 埼玉県上尾市大字壺丁目1番地
- 5 落札金額
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 31,500,000円
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 22,890,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年9月17日

（入札用度課）

公告第405号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年12月27日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
顕微FT-IRラマンシステム 1式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成25年11月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
高千穂精機株式会社 東京都八王子市北野町507番地8
- 5 落札金額
29,452,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年10月1日

（入札用度課）

公告第四百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、遠上地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十五年三月二十一日完了したので公告する。

平成二十五年十二月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

（農村計画課）

公告第四百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という）第十七条第三項に規定する対策工事等が完了した。

平成二十五年十二月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

（砂防課）

一 法第十条第一項第一号に規定する開発区域又は工区に含まれる地域の名称

二 二本松市本町一丁目百四番の一部、百五番の一部、百六番の一部及び百八番の一部

三 法第九条第一項に規定する特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名

二本松市本町一丁目三十五番地

医療法人辰星会

（砂防課）

公告第408号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年12月27日

福島県知事 佐藤雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 ノート型パソコン（職員用） 460台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成26年3月31日（月）
- (4) 納入場所 総務部財務総室総務課ほか

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年1月30日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に揚げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成26年1月16日(木)午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成26年2月14日(金)午前10時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月13日(木)午後5時まで必着のこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Notebook Personal computer 460units
- (2) Time-limit of tender (by hand) :10:30 a.m., 14 February 2014
- (3) Time-limit of tender (by mail) :5:00 p.m., 13 February 2014
- (4) Contact point for the notice :Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)